



2022年5月20日

各位

会社名 新明和工業株式会社
代表者名 取締役社長 五十川 龍之
(コード番号 7224 東証プライム)
本社所在地 兵庫県宝塚市新明和町1番1号
問合せ先 経営企画本部 広報部長 実平 典子
(TEL 0798-56-5002)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、「業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という）」の導入を決議し、本制度に関する議案を2022年6月24日開催予定の第98期定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

現在、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対する報酬制度は、月額報酬（固定報酬）、譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）、賞与（業績連動報酬）で構成されています。

今般、当社は、指名・報酬委員会の諮問を経て、役員報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、役員に対して、当社の中期経営計画に定める業績目標の達成及び中長期にわたる企業価値向上への寄与についてインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との更なる価値共有を目的に、現行の役員報酬制度を見直すことを決定いたしました。

新たに導入する首題制度は、対象取締役に対して、報酬として当社の普通株式の割当てのための金銭債権を支給することとなるため、導入にあたっては、本年6月開催の株主総会での承認を条件といたします。

なお、2020年6月29日開催の第96期定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は、賞与を含め年額520百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内とするが、賞与は支給しない。また、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まず）としており、これとは別枠で、対象取締役に対して譲渡制限付株式報酬として年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与はこれに含まず）の金銭債権を支給すること、並びに発行または処分される当社の普通株式の総数は年75,000株以内とする旨のご承認を得ておりますが、本株主総会では、当社の対象取締役に対して、上記とは別枠で本制度に係る報酬枠を設定することにつきましても承認を仰ぐ予定です。

2. 本制度の概要

本制度は、取締役会で予め定めた業績評価対象期間（以下「業績評価期間」という。当初の業績評価期間は、現在推進中の中期経営計画[SG-2023]に準じて2022年3月期から2024年3月期までの3事業年度とし、以後も、原則としてこれに続く中期経営計画の期間に合わせて定める）における連結営業利益、連結ROE等の業績目標を予め取締役会において決定し、それらの達成度等に応じて、業績評価期間終了後に当社の普通株式を交付する「業績連動型株式報酬制度」です。

株式の交付にあたっては、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として当社に払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けますこととなります。

本制度の導入に伴い対象取締役を支給する金銭債権（当社からの普通株式の交付に際しての現物出資財産）の総額は、年額 400 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）といたします。また、業績評価期間終了後に発行または処分する当社の普通株式の総数は年 600,000 株以内（ただし、一般の株主総会決議日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合、その他本制度に基づき発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合は、合理的な範囲で当該総数を調整する）といたします。ただし、当該総額及び総数は、業績評価期間が経過した後、これに対応した複数事業年度にわたる職務執行の対価に相当する分を一括して支給する場合を想定しており、その最大期間を 4 事業年度と想定しているため、本制度に基づいて対象取締役を支給する金銭債権の額は、一事業年度あたり実質 100 百万円以内、発行または処分する当社の普通株式の数は一事業年度あたり 150,000 株以内に相当する見込みです。

なお、本制度に係る各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、取締役会において決定いたします。また、本制度に基づく 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とする）を基礎とし、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利としない範囲で、取締役会において決定いたします。

また、本制度において、対象取締役が業績評価期間中または業績評価期間終了後、本株式の交付までに正当な理由により退任または退職した場合、もしくは死亡により退任または退職した場合、あるいは一定の組織再編等に関して承認された場合等は、本株式の交付に代えて合理的に調整した額の金銭を支給いたします。

本制度については、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員、理事及び当社のグループ会社の取締役の一部に対しても、対象取締役と同様の制度を当社または該当するグループ会社の取締役会決議により導入を予定しております。

以 上